

## 警察統計事務取扱いに関する訓令

〔最終改正 平成18.3.7 京都府警察本部訓令第3号〕

(目的)

第1条 この訓令は、京都府警察における警察統計の作成および報告等の取扱いについて、合理的、かつ、能率的な運用をはかるため必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠規程)

第2条 警察統計は、警察統計に関する訓令(昭和40年警察庁訓令第17号)及び警察統計細則の改正について(平成9.12.4:警察庁丙情管発第30号)の警察庁情報通信局長通達に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(調査票の種類等)

第3条 警察統計調査票(以下「調査票」という。)の種類及び作成所属は、別表に定めるところとする。

(調査票の作成等)

第4条 作成所属の長は、別表に定めるところにより、報告区分に従い調査票を作成しなければならない。この場合において、警察署長は、期限までに警察本部の取扱担当課(以下「取扱担当課」という。)の長にこれを送付しなければならない。

2 取扱担当課の長は、前項後段の規定により警察署長から調査票の送付を受けたときは、その内容に誤りがないかを審査し、及び関係課に対する合議を必要とするものについては合議を行った上、期限までに情報管理課長に送付しなければならない。

3 情報管理課長は前項の規定により取扱担当課の長から調査票の送付を受けたときは、期限までにその内容を電子計算組織により警察庁情報通信局情報管理課を経て、別表に定める主管課に報告しなければならない。

(コード番号)

第5条 調査票の作成に必要なコード番号は、別に定める。

(調査票の審査)

第6条 作成所属の長は、調査票の作成に誤りがないようにするため、審査その他必要な措置を講じるものとする。

(備付簿冊)

第7条 情報管理課及び警察署に「警察統計関係書類つづり」を備え付けて調査票の写し及び控えを一括して編冊し、調査票の作成及び送付又は報告の経過を明らかにしておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

(別表省略)